

計画作成年度	令和3年度
計画主体	神奈川県三浦郡葉山町

第3期葉山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 葉山町環境部環境課
所在地 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
電話番号 046-876-1111
FAX番号 046-876-1717
メールアドレス kannkyou@town.hayama.lg.jp
kannkyou@kanagawa.hayama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	葉山町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜、イモ類及び筍	2.00ha 845千円

(2) 被害の傾向

町内の北東部（二子山山系）の山林に生息が確認されており、山林に隣接する田畑で土の掘起し及び農作物の食害が発生している。また、住宅地での目撃情報もあり人的被害及び生息域の拡大も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
農作物被害金額	845千円	591千円（30%減）
農作物被害面積	2ha	1.4ha（30%減）

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行っている。捕獲された個体は、埋設処分している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保が困難である。 ・ 見回りや処分に労力とコストがかかる。 ・ 捕獲しても繁殖により個体数が回復してしまう。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵を設置している。また、やぶ刈りによる緩衝帯の整備を行っている。電気柵の設置延長2,750m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵等の普及が進まない。 ・ 放任果実及び収穫残渣の除去が徹底されていない。

(5) 今後の取組方針

引き続きわなによる捕獲を行い生息数を減少させるとともに、防護柵及び緩衝帯の整備、放任果実及び収穫残渣の除去等の被害防止策を講じる。また、近隣市及び県と連携し、市境付近での出没情報や捕獲についての情報交換を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う。(実施体制については、第8項第3号のとおり)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ	わなの購入及び修繕
令和4年度	イノシシ	わなの購入及び修繕
令和5年度	イノシシ	わなの購入及び修繕

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲状況及びセンサーカメラにより確認された繁殖状況を勘案し、捕獲計画数を設定する。

捕獲数の推移

対象鳥獣	平成29年度	平成30年度	令和元年度
イノシシ	33	67	36

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	60	60	60

捕獲等の取組内容

手段：くくりわな及びはこわな

時期：通年

場所：葉山町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

銃器の使用なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 165m	ワイヤーメッシュ柵 959m	ワイヤーメッシュ柵 500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ	生息情報調査、防護柵及び緩衝帯の整備並びに放任果実及び収穫残渣の除去
令和4年度	〃	〃
令和5年度	〃	〃

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	捕獲等の実施
神奈川県警	住民の安全確保
神奈川県（横須賀三浦地域 県政総合センター）	情報の共有
横須賀市、逗子市及び鎌倉市	情報の共有

(2) 緊急時の連絡体制

町民等→葉山町→鳥獣被害対策実施隊 麻酔による捕獲業務受託者 及び必要に応じて神奈川県警察その他の関係機関

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設又は焼却

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用方法については検討中

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	葉山町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
葉山町	事務局 情報集約及び提供 被害防止対策支援
よこすか葉山農業協同組合	被害対応及び被害情報の集約
葉山町農業委員会	被害情報の収集及び農家への指導
鳥獣被害対策実施隊	情報収集、捕獲及び被害防除

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割	
神奈川県	自然環境保全課	被害状況の集計及び情報提供
	かながわ鳥獣被害対策支援センター	対策提案、対策指導、技術支援及び情報提供
	横須賀三浦地域 県政総合センター	被害状況の集計及び情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・平成28年7月1日設置・隊員は36名（葉山わな猟の会の代表が推薦する会員により構成）・実施隊には隊長及び副隊長を置く。・隊長は、町長の指揮監督を受け、実施隊の業務を統括する。・副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。・隊員は、隊長の指示を受け、捕獲等の活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>よこすか葉山農業協同組合及び葉山町農業委員会を通じて、農家との情報共有を図る。</p> <p>この計画に記載した以外の捕獲、防除方法等は関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。</p>
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし
